

<報道発表資料>

令和3年10月19日

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（10月分） の申請受付を開始します

国の月次支援金の延長に伴い、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金について10月分を給付することとしました。

令和3年11月1日（月）から申請受付を開始します。

● 国の月次支援金とは

令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響により、売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に、経済産業省が給付する支援金。

詳細については、経済産業省ホームページを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

● 制度概要

1 給付額（定額）

中小法人等	個人事業者等
5万円	2万5千円

※店舗単位、事業単位でなく、事業者単位での給付となります。

2 申請手続き

(1) 申請方法

電子申請又は郵送

(2) 申請受付期間

郵送 令和3年11月1日（月）～令和4年2月15日（火）（消印有効）

電子申請 令和3年11月15日（月）～令和4年2月15日（火）

3 主な給付要件

- (1) 埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者等であること。
- (2) 国の月次支援金の給付（満額）を受けていること。
- (3) 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金（10月分）※の受給者ではないこと。

※酒類の提供自粛を伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受けた酒類販売事業者等に対する協力支援金。詳細は以下ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html>

4 問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口

0570-000-678

（平日：午前9時～午後9時 土日祝日：午前9時～午後6時）

5 その他

給付要件等詳細については、埼玉県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/gaishutsu-shienkin10.html>